

# 幕藩制社会における市場 中心としての大坂

藤 田 貞 一 郎

## 目 次

- I 問題の所在
- II 封建制による規定
- III 石高制による規定
- IV 鎖国体制による規定
- V 藩経済自立化による規定
- VI ひとつの覚書

## I 問題の所在

一定の分業関係、より厳密には一定の商品流通が展開する時、そこには、一定の時間的・空間的拡がりをもつ市場（市場圏という意味での）が成立する。そして、これらの市場圏にはいづれも、多数の交換当事者の需要と供給が集合し、そこで交換比率が決定される（市場圏の中心としての）市場中心がある。こうした市場中心が、何らかの明示的かつ具体的な形態と制度を有する場合を具体的市場、そうでない場合を抽象的市場と、現代の商業学は呼んでいる。<sup>1</sup>

上の議論は、たしかに超歴史的な概念の列挙ともみられるところはあ

1 久保村隆祐・荒川祐吉編『商業学』有斐閣、1974年、22—23ページ。

る。しかし、それだけに、資本制生産様式が成立する以前の、日本近世社会の市場構造を論ずるに当たってもまづ心して置かねばならぬ概念といえる。

さて、周知のように日本近世社会は一定の分業関係、すなわち幕藩制的商品流通を前提として構造的には成立していた。したがって、その市場構造の側面から日本近世社会を解明しようとして、これまでも数多くの秀れた研究が積重ねられて来た。大石慎三郎氏の近著『日本近世社会の市場構造』(岩波書店、1975年)は、それらのなかでも注目に値する研究である。ここで、大石氏は、従来の諸説とはいささか異って、江戸・大坂二元市場論を展開する。すなわち、正徳4年(1714)と元文元年(1736)および享保9年(1724)より同15年の江戸・大坂の物資移動に関する調査表の再検討と史料批判からする時、通説化した堀江英一・古島敏雄・脇田修氏などの主張は成立し得ない。江戸経済に対する大坂の役割は、享保期の日常生活必需品の数量でみる限り、決して大きいものではない。「米穀についていえば、江戸経済は大坂市場からの補給をうけず、それとは別箇な、一応自立したものとしての独自の市場圏を形成していたと論断できるだろう<sup>2</sup>」などと主張して、近世の全国経済に江戸・大坂という二つの市場圏を認識しようとする。

ところで、こうした大石氏の見解に対しては、ただちに次のような質問と疑問が提出されざるを得ない。一つは、幕藩制社会の全国経済に江戸・大坂という二つの市場圏が存在することが仮に正しいとした場合、幕藩制社会の一体如何なる構造の論理によって、それは現実化されるのか。今一つは、江戸・大坂二元市場論を立論するに当たって依拠した指標は、幕藩制社会における市場圏の問題を考察するに当たって果して妥当なものであろうか、と。

2 大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』岩波書店、1975年、101ページ。

前者については、今、十分な理論的準備があつてのことではないが、幕藩制社会の構造が理論的に云つても二つの市場圏を必要条件とするとは私には考えられそうにないので、本稿では、後者の疑問を解く形をとりながら、幕藩制社会の市場構造、市場中心としての大坂の様相を究明して行くことにしたい。

周知のように、日本近世社会は封建制、石高制、いわゆる鎖国体制という規定性を負つた社会である。それに、徳川中期以降は、次第に藩経済の自立化＝藩国家の成立という現象がみられる。今ここに挙げた要因こそ、商品流通一般ではない、固有の幕藩制的商品流通を構成する基本的なものであろう。そこで、次に、これらの要因によって規定されて来る幕藩制の市場構造における大坂のあり方を、いくつかの史料と先学の研究を手掛かりに整理することにしたい。

## II 封建制による規定

日本近世社会においては「最高の封建的土地所有者としての徳川氏と直屬家臣（大名・旗本）の間に主従関係が貫かれて、それが国家原理として行われている。すなわち主従関係が国家統治の機構である。この関係は恩地給与関係を通して行われた。恩地給与（所領安堵）に伴つて、家臣に所領支配（土地人民支配）が委されている。しかし改易・転封にみられるように家臣の土地所有は完全でなく、また領土高権も完全ではなかつた。大名には幕府法の遵守が要求され、徳川氏が自己の必要と認める範囲で諸高権の全国的支配権を握っている。即ち、貨幣・度量衡・交通・貿易<sup>3</sup>。」

江戸も大坂も、こうした徳川氏の直轄地である。徳川氏はそれ自体他の大名と等しく大名である反面、またそうした大名の上にそびえたつ最高主

3 安岡重明『日本封建経済政策史論』有斐閣、1959年、197ページ。

権者であった。従って、江戸は大名徳川氏の城下町であると同時に、最高主権者徳川氏の所在する近世日本社会の中心的政治都市である。一方、近世の城下町は、商農分離と兵農分離を経過して成立し、自給自足性を失った武士と町人の町という性格をもっている。江戸もまたその例にもれない。こうした城下町がとにもかくにも存続し得るには、その都市機能を支えて行くための生産力の上昇、経済発展がなければならない。そして、その城下町を支える市場圏がなければならない。

中心的政治都市江戸を安泰たらしめるに、市場圏の掌握は必要条件の一つである。徳川氏が大坂を中心とする西日本の銀遣いに対して金遣いを採用したり、初期の一両=五十匁替から後に一両=六十匁替に公定相場を変更したり、安永二朱銀の铸造を行ったりしたのは通貨の側面からする、こうした市場圏掌握の努力であったとみて良い。更に、近世中期以降顕著な発達をみせる江戸地廻り経済圏掌握の努力も、江戸を安泰たらしめんがためでこそあった。

さて、江戸が、最高主権者徳川氏の所在する中心的政治都市であると同時に、近世日本の全国経済の市場中心、すなわち幕藩制的商品流通の結節点であれば、徳川氏としては、他に望む所はなかったと云える。が、歴史の現実には、そうではなかった。江戸が中心的政治都市となったのは、秀吉により三河から転封された家康が天下を掌握したからであって、江戸周辺の経済発展が前提としてあったからというわけではなかった。当時の交通運輸手段のあり方からみてもそうであるが、何から何までというようなことはあり得ないとしても、——わけても日用生活必需品は成るべく近傍から供給する態勢をとるであろう——ここに、その中心的政治都市機能を支えるために、前代から高い生産力水準に到達していた畿内先進地帯からの物資の供給が、どうしても必要とならざるを得ない。天照皇大神に対抗して構成される東照大権現を頭に戴く東国政権徳川氏による、歴史の現実

妥協した上での西国の経済都市大坂の容認がこれである。朝尾氏の云う、元和五年(1619)江戸・大坂海運幹線の成立は、明らかに徳川氏が大坂の経済的地位を見て取った措置であったことを示している。同じ年に、堺の商人により菱垣廻船が開かれる。こうして、前代からの蓄積を背景に、大坂は次第に「天下の台所」としての実を示すに至る。<sup>4</sup>

後年のことではあるが、天保の株仲間停止令公布直後に大坂町奉行阿部正蔵が出した答申はこう述べている。「大坂表之儀ハ諸国取引融通専一之場所ニ候ハ諸国相場之元方ニ付……………江戸表同様諸株仲間差止何品ニ不寄素人勝手次第直売買為致候而ハ諸色取引区々ニ相成相場相立不申而已ならず却而取締筋も行届申間敷其々融通片寄国々日用差支府内融通合ニも拘可申と奉存候。」<sup>5</sup>

上の阿部正蔵の答申に伺われるような認識が当時一般的なものであったらしいことは、天保十三年加太浦諸国産物交易会所一件に際して紀州加太浦の住人太田弥藤次等が和歌山藩に提出した口上の中で「元来是迄其国々諸産物之儀ハ都而於大坂表諸問屋向引合之仕法建」があったとしていることからわかる。<sup>6</sup>この点については従来論者によって度々言及されて来た所であって何もこと新しいわけではない。ただ問題となるのは、こうした大坂の地位がいつ頃確定するのかという点と徳川氏は諸産物大坂廻着政策なるものを何時頃明らかにしたのかという点である。前者については、これ迄にもかなり高度な議論が聞かわれているが、後者については、諸産物大坂廻着政策があったと盛んに議論されている割には、史実の確認は未だ十分に行われているとは云い難い。

4 朝尾直弘『鎖国』日本の歴史第17巻、小学館、1975年、127—188ページ。

5 『大阪市史』第5巻、1927年、637ページ。安孫子麟「問屋再興期の商品流通」、東北大学経済学部『研究年報経済学』86、87合併号、1968年所収より再引用。

6 拙稿「幕藩制的市場構造の崩壊——天保十三年加太浦諸国産物交易会所一件——」『和歌山県史研究』(和歌山県史編さん委員会)第3号、1975年。

そうした研究状況の中にあつて、ここに注目を要すると思われる史実が一つある。特定の商品に限られていると云えばそうも云えようが、慶安年中(1648~1651)にすでに大坂廻着政策が見られたと云う承伝を伝えている点で、この例は注目に値する。錫鉛の取引方法についての事例がそれである。すなわち、江戸の「錫鉛引受問屋共取扱候錫・鉛之儀者、大坂表積問屋式軒ニ相限、慶安年中之頃ハ積下候由承伝候」と云う。そして、「関東筋諸山ニ而出生之錫・鉛之儀、其国々ニ而相用ひ、余分者大坂表江相廻し、大坂表ハ諸国并江戸表江も相廻す」と云うきまりがあつた。このきまりに対して、文化元年(1804)江戸下柳原同朋町彦兵衛店の政五郎は関東筋諸山産出の錫鉛に限り江戸へ直接搬入したいと仕法替を願い出たのであるが、町奉行所から却下されてしまった。「新規之事ニ而不容易儀」と云うのが理由であつた。錫鉛の江戸直買を禁ずるといふこの仕法は、陸奥若松の松平肥後守家来源田勇四郎が御勘定所へ会津鉛を江戸にて売却して宜しきやと、享和元年(1801)に伺いを立てた時にも、厳重に守られている。勘定奉行からの問い合わせに対して北町奉行小田切土佐守が行つた返事に、その理由を伺えば以下のようなものである。「御当地ニ而取扱候鉛之儀者、前々ハ大坂表鉛問屋式軒ニ限積下し、御当地問屋当時拾老人之もの共引受取捌、年季相限り、貫目高相定、致取引、右之外、諸国より出候鉛御当地ニ而直買受之儀者例無之、新規之儀ニ候」と、している<sup>7</sup>。

次に銅について述べよう。既に知られているように、大坂は、長崎輸出銅の、当時唯一の精錬地であつた。従つて輸出銅は一旦、必ず大坂に集められていた。明和元年(1764)十二月、大坂の銅吹屋が幕府出銅取締方

7 『大日本近世史料 諸問屋再興調五』東京大学出版会、1963年、316—327ページ。以下『再興調』と略。なお、天明三年(1783)の薬種問屋久右衛門らの口上書に「焰硝、硫黄、鉛三品渡海御停止ニ被仰付候者慶安年中及承」との一節があり、慶安年間に、何らかの流通統制が行われたことの信憑性を加える史料となっている。『再興調七』1966年、130ページ。

についての諮問に対して差出した答申によると、当時諸国の出銅高およそ500万斤と推定されているが、大坂問屋に廻着するのは、年によって不同はあるけれども370万斤ないし410万斤という実情であるから、大坂に廻送されずに他国で遣い潰されるものや、抜け荷もあるのであるまいかとしている。こうした情勢から幕府は明和三年(1766)三月、三度銅座を開設することとし、大坂の長崎御用銅会所をそれに取立てて銅の統制に当らしめた。この銅座は明治維新に至るまで継続された。最初の銅座設置が元禄十四年(1701)から正徳二年(1712)まで、二度目のそれが元文三年(1738)から寛延三年(1750)と比較的短期間であったのに比べて、その設置期間には大きな違いがある。この違いは、時代が下るにつれて銅の大坂廻着量の減少が目立って来て、自然的関係にはまかせておけず、幕府が制度的装置によって大坂の市場中心としての地位を補強せざるを得なくなったことを示していると解されよう。<sup>8</sup>

鉄については、安永九年(1780)九月、鉄座設置の触書が九月三日江戸で発せられ、同月十四日大坂で布達された。そして、(一)諸国より出る鉄、銃、劔は従来のごとく、山元より大坂問屋に廻送し、問屋より座に売ること。途中の津々浦々はもちろん、大坂問屋以外に直売してはならない。(二)大坂蔵屋敷に輸送されたものも町奉行に届出た上で問屋または鉄座に売りわたすこと。(三)産出した鉄類をその土地限りで使用するのはよい。また従来大坂に廻送していなかった分(領内売・諸国売に従来ふり向けていた分)を新規に大坂問屋へ廻送するのは勝手次第、他国へ輸送することは堅く禁止する、などを定めている。右に述べた触によって設けられた鉄座は、田沼意次失脚後各地鉄師による廃止運動が活潑になり、天明七年(1787)九月廃止された。以上の史実から、鉄についても幕府は、少なくとも近世中

8 拙稿「近世中期の商業と金融」宮本又次編『大阪の商業と金融』毎日放送、1973年、所収。

期には大坂を市場中心としようとしていたことが理解される。こうした大坂中心主義を幕末期に至り、少なくとも鉄については変更したと判断させる史実が、弘化年間から文久年間（1844～1863）にかけて、紀州伊都郡高野山学侶方寺領内慈尊院の地土中橋嘉平治、それに嘉平治とは全く別箇の行動をしたとみられる武州多摩郡上平井村百姓八兵衛が、それぞれ提出した鉄座再興計画に伺える。この兩人は、相互に連絡があったとはみられがたいに拘らずその鉄座主法書は殆んど全く同文であることから、柴田能登守をはじめとする幕府側の意図を忠実に反映して作成されたと判断しても良いようである。その主法書はこう述べている。「江戸大坂両所江鉄座御取建相成、国々より出候鉄・鋼・銃荷物両座方之内江為積廻仕切代金於座方御渡に相成、其筋商人者勿論望之者共於同所買下候様被仰渡候事」として、大坂のみならず江戸にも鉄座を設置するとの、前回のとは異った計画を明らかにしている。更に、「諸家様方御領国出產品御手元ニ而御遣ひ料亦ハ国内農業之道具諸鉄物其国限りに売買之儀勝手ニいたし、其外国産与号し他国江売出候儀ハ堅ク御停止、其余之分ハ都而御座方ヘ為積廻候様仕度候事」と、述べている。<sup>9</sup>この鉄座再興計画は、嘉永・安政のペルリ来航に伴う開国によって結局立消えとなるが、開港直前における幕府の市場政策の一面を伺わせるものとして興味深い。

次に明礬についてみておこう。明礬は大岡越前守が勤役中、享保二十年（1735）に江戸・大坂に会所が設けられたという。しかし、これまでの江戸・大坂明礬売買会所では捌方がよろしくないという理由から、宝暦八年（1758）京都・堺両所にも会所を壱か所宛増設した。そして、今後共諸国産出の明礬はすべて最寄会所へ売渡すべしとあらためて町中に触れられた。<sup>10</sup>

9 拙稿「御国益鉄座再興願一件——ある寺領地土の行動の軌跡——」『同志社商学』（同志社大学商学会）第27巻第6号，1976年。

伊藤好一『江戸地廻り経済の展開』柏書房，1966年，287—290ページ。

10 『再興調七』1966年，26—112ページ。



明礬の場合は、これまでにあげて来た錫・鉛・銅・鉄と異って、はやくから江戸・大坂の二元制を採用しているが、これは江戸を重視する大岡越前守の市場政策観と何らかの関係があろう。それにもまして興味あるのは、宝暦期に京都・堺にも会所を増設しなければならなかったという点である。この事実には、大坂を含む畿内の手工業生産における高い地位を認めることが出来る。これが、好むと好まざるとに拘らず、徳川氏が認めざるを得なかった当時の現実でこそあった。この現実が、封建制下における鉱産物の大坂廻着政策を生み出していたと云えるであろう。

### Ⅲ 石高制による規定

近世＝徳川幕藩体制社会は米納年貢制と石高制をその特色とする。従って、各幕藩領主による領主米の販売が、幕藩制社会の再生産構造が完結するための必要条件の一つとなる。こうした領主米の販売市場として大坂が市場中心であったことは、以前からも指摘されていた所である。宮本又郎<sup>11</sup>氏と土肥鑑高氏の最近の労作は、この点を更に明確にしており、今更私の付け加えるべきものはない。要するに北国諸藩の西廻り海運による大坂廻米はほぼ寛文期から元禄期にかけて確立したとみられ、北国米の流入は、地域的に従来は大坂が西日本市場としての意味しか持っていなかったのに反し、より広い全日本市場と呼べる地位にまで大坂をひきあげさせることとなった。米価の動きにそれは現われており、全国米価が大坂米価と非常

11 宮本又郎「近世米価の変動と大阪における米穀需給——大阪米価・全国米価・大阪越年米高の動き——」『大阪大学経済学』(大阪大学経済学部)第25巻第2・3合併号、1975年、同「近世初期の大阪における米穀流通——蔵屋敷研究の予備作業として——」宮本又次編『大阪の研究』第四巻、清文堂、1970年。土肥鑑高『近世米穀金融史の研究』柏書房、1974年。

に密着して動いているのである——しかも、幾つかの時期については大坂米価の先導性が認められている——。ここに大坂米価の全国的性格が投影されている。しかし、文化期以降は大坂米価が全国米価と従前のような関係を余り持たなくなってくる。かくして、近世中期の大坂は米穀市場として全国経済の市場中心であったことは疑い得ない。こうした大坂の地位が衰退し始めるのは文化期以降のことであるとして良いのである。

#### IV 鎖国体制による規定

近世の日本は通例鎖国体制をとっていたとも云われるが、良く見ると、中国とオランダに開かれた「長崎口」、朝鮮に開かれた「対州口」、琉球に向けての「琉球口」「薩摩口」、更に北方に「蝦夷口」が存在し、これらの口を通しての輸出入貿易が営まれている。これらの口を通ず輸出入品の市場中心がどこであり、市場構造がどうなっていたか。この点もまた、幕藩制的市場構造あるいは近世の大坂の地位を考えるに当って大切な視角となる。

長崎口からの輸出品としては、寛文八年（1668）銀の輸出が禁ぜられてからは、銅がこれに代り、重要な決済の手段となった。先にも述べたように、この輸出銅の精錬地は大坂ただ一箇所だけに限られていた。元禄十四年（1701）銅座が大坂の石町に設立されるが、この銅座が輸出棹銅の生産を一手に握り、銅座とタイアップした長崎会所が、銅貿易を一手に引き受けて行なうという貿易官営化の構造が成立していた。元禄の銅座は、正徳二年（1712）廃止され、それ以降、元文・寛延・明和と改廃はくりかえされたけれども、いずれの場合にも、銅座と長崎会所とを一体にして、銅貿易を進めようとする幕府の構想は動かなかった。

12 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』吉川弘文館、1964年、98ページ。

銅について輸出品とされたものに俵物がある。俵物はすでに元禄期から輸出されてはいたが、18世紀なかば頃から、次第に長崎口での決済手段としての比重が高まっている。

延享年間(1744~1747)の史料によると、大坂俵物会所は、周辺地域の俵物集荷にあたるのみでなく、「関東北国筋之俵物請取積廻し之儀」と「所々江代銀仕送り等之儀」をも行っており、北海道と長崎の中間に位置し、<sup>13</sup>中継拠点としての役割を果たしていた。

一方、輸入商品は、長崎糸荷宰領と堺糸荷廻船という株仲間によって、上方へ輸送された。廻船送りとするか、宰領送りとするかは任意であったが、明和4年(1767)に至り、大坂商人の音頭によって、輸送ルートの指定が行なわれ、主要商品は殆んど宰領送りとなって、大坂へ集中した。そして、大坂、京都、堺の長崎問屋へ受けこまれた。

次に対州口。輸入品は、大坂の対馬屋敷から、大坂市中の唐薬問屋・毛綿問屋に流れた。

琉球口。中国からの輸入品や砂糖などは、大坂の薩摩藩の蔵屋敷から、薩州定問屋や小問屋の手をへて、国内に配給された。<sup>14</sup>

以上、竹中靖一・川上雅両氏の業績により主として観察して来たが、対州口・琉球口についての情報に時期が明示されていないこと・蝦夷口についての情報は得られなかったことなど限界はあるにしても、少なくとも近世中期の大坂が、いわゆる鎖国体制下における輸出入品取引の市場中心であったことは認めても良いだろう。

従って、今後、幕藩制的市場構造の崩壊過程を論ずるに際しては、或いは大坂の経済的地位の変質を論ずるに当っては、こうした輸出入品取引の市場構造の変化にも着目して議論することが大切であろう。こうした文脈

13 小川国治『江戸幕府輸出海産物の研究』吉川弘文館、1973年、70ページ・87—88ページ・124—126ページ。

14 竹中靖一・川上雅『日本商業史』ミネルヴァ書房、1965年、97—108ページ。

からする時、幕末の開国が大坂の地位に大きな衝撃を与えたことの意味が十分納得されるであろう。

## V 藩経済自立化による規定

周知のように、宝暦～天明期（1751～1788）の頃から藩経済の自立化現象が目立って来る。それを背景に、各大名領主による国産物の販売が全国の商品流通の中でも重要な構成要因となる。天保十二年（1841）十二月の諸問屋組合停止すなわち株仲間停止令においても、その末尾の部分で「諸家国産類、其外惣而江戸表江相廻候品々も、問屋ニ不限銘々出入之者共等引受、売捌候儀も是又勝手次第<sup>15</sup>」と述べる所以である。従って、嘉永の問屋組合再興に当っても、嘉永四年（1851）十二月「諸家国産之類、其外江戸表江相廻候品々も、問屋ニ不限、銘々出入之もの共等引請、売捌候儀も勝手次第之旨触置候処、是又調之上、問屋組合再興相成候分者、前々之通、其筋問屋江相払可申候」と、触れるのである。

この触が、館市右衛門など江戸町年寄の「いま一躰ニ国産物之儀御下知無御座候」というような催促の言葉があった後に出されたとは云え、従って同年三月の再興令には時間的に遅れがあったとは云え、国産物販売が重要な要因となっていたことには疑いを差しささむ余地はない。<sup>16</sup>

ところで、ここでの問題は、そうした国産物の販売市場として大坂と江戸はそれぞれどのような地位を占めていたのかという点である。

これについて注目すべき史料がある。その史料、すなわち表店組畳屋青莚問屋行事の上申は、こう云っている。「文政十亥年加州様御国産拾貳品、并天保七申年中彦根様御国産九品、御当地（江戸……引用者注）江御廻相

15 「再興調五」1963年、233ページ。

16 「再興調七」1866年、179ページ・233ページ。

成候節、柳原主計頭様御勤役中、同御番所江組々行事共被召出、右国産荷物御廻相成候 = 付而ハ差支有無可申上旨被仰付候間、蚊張荷物之儀は私共取扱候品 = 御座候得は、仲間一同江入札御払相成候上は、聊差障無御座趣御答奉申上候得は御聞濟相成申候<sup>17</sup>

文政十年(1827)、或いは天保七年(1836)と云った時期に、北町奉行から問屋に対して、国産物が江戸にて売り出されることに関して取引上の都合を、その都度問い合わせているということは一体何を意味するか。それは、諸大名の国産物の販売市場として江戸が浮び上るのは、ほぼこの頃であるということを語っていると判断出来る。この判断は、江戸町年寄が嘉永四年(1851)八月に認めた「問屋組合再興 = 付素人直売御差止諸家国産之儀申上候書付」のなかで「諸家国産類売捌之儀、前々書留相調候処、年古キ儀者相分り兼候得共、寛政度会津産物其外、去ル丑午以前迄口々申渡等、別紙書拔奉入御覧候」とした上で認めた「諸家国産売捌之儀書留取調申上候書付」には、第1表に整理し得るような国産売捌に関する事例が書上げられていることから、強力な支持が得られそうである。この書付は諸家国産売捌に当って問屋の都合なども述べた史料であるが、次のことを示している。すなわち、文化期と文政期との間には件数と云い、地域的広がりといい、一つの劃期<sup>18</sup>が伺われる。こうして、文政年間頃に大坂と相並んで江戸は全国的な国産物販売市場としての地位を明らかにしたようである。しかし、未だ幕府としては、江戸のそうした機能を制度的なものとしては認識していないようである。というのは、更に後年の嘉永七年(1854)八月の、こういう老中覚書があるからである。「万石以上領分のもの、領主之産物江戸江取寄、町家借受、売捌候而も不苦儀 = 候哉之事」。これに対して、同月、南町奉行池田播摩守の「諸家産物売捌方取調書」は「右

17 『再興調十二』1973年、172—173ページ。

18 『再興調七』1966年、183—200ページ。

第1表 江戸における諸大名国産物売捌の事例

年 度	大名の名称	対象となった品目名	備 考
寛政5月11月	松平肥後守(陸奥若松)	此度出候絹類外六品、素 出候塗物外四品	右は前々 より大坂 積下し荷 物にてか 例しな しこれな し差支あり
〃 9年閏7月	〃	蠟、漆、塗物	
〃 〃 8月	土屋山城守(中奥小性)	生焰硝	
〃 〃 10年9月	水戸殿(常陸水戸)	焼物・砂鉄	
〃 〃 10月	松平政千代(陸奥仙台)	材木	
〃 〃 11年6月	安藤対馬(磐城平)	塩物・鯉節・紙類・煙草・ 藍玉・椎茸・波団扇・柳白 箸・岩城雪踏	
享和元年4月	松平肥後守	鉛	
〃 〃 5月	水戸殿	板、材木、薪、炭	
文化3年10月	松平肥後守	蠟、蠟	
〃 〃 6年11月	水戸殿	唐紙	
文政元年12月	松平肥後守	麻布外拾貳品	
〃 〃 6年6月	水戸殿	煙草入地紙	
〃 〃 7月	酒井雅楽頭(播磨姫路)	木綿	
〃 〃 7年8月	紀伊殿(紀伊和歌山)	瀬戸物	
〃 〃 閏8月	水戸殿	菊蓆	
〃 〃 8年8月	松平阿波守(阿波徳島)	紙類、太物類、鯉節、塩辛、 麩類、蕨粉、荒糞、蕨繩、 堅紅、菌類、磯草、砂糖	
〃 〃 12月	紀伊殿	松煙外三拾九品	
〃 〃 9年5月	〃	米糶外三品	
〃 〃 7月	水戸殿	菜種水油	
〃 〃 10年2月	松平瀧之助(豊後杵築)	畳表	
〃 〃 12月	紀伊殿	檀腦外六拾參品、松茸外貳 拾八品、生蠟、苴、竹之皮、 碗之類、紙類、干魚外四拾 九品	
〃 〃 11月	水戸殿	煙草、紙、茶、乾物	
〃 〃 11年3月	〃	雜穀	
〃 〃 12年7月	喜連川左兵衛(野州)	多葉粉、紙、真綿、麻苧、 呉服、太物類	
天保2年5月	相良(肥後人吉)	茶外拾壹品	
〃 〃 4年正月	真田伊豆守(信濃松代)	紬、絹、縮緬、麻苧之類	
〃 〃 5年2月	二条殿	瀬戸物	
〃 〃 7月	松浦肥前守(肥前平戸)	半度外拾壹品	
〃 〃 8年8月	伊達遠江守(伊予宇和島)	蠟外貳拾三品	
〃 〃 〃	伊東修理太夫(日向飢肥)	檜木外貳拾三品	
〃 〃 11年2月	小笠原大膳太夫(豊前小倉)	生蠟	
〃 〃 8月	松平肥前守	陶器	
〃 〃 12月	紀伊殿	蜜柑	

〔注〕 出所『再興調七』185—200ページより作成。

領主之産物を其所之間屋行事江相達、問屋仲間之もの共入札致し、落札之間屋江限売捌候得者、御当地着之諸荷物売買方ニ相振候儀者無之候」と、<sup>19</sup> 答えている。

嘉永年間に至って、江戸が全国的な国産物販売市場であるところを、制度的にも、幕閣は理解し得たようでもある。

こうした江戸に対して大坂は、五畿内、中国、四国、西国筋に於て藩営専売制が早くから発達したことからも推測出来るように、もう少し早くから国産物販売市場として機能していたようである。かくして、文政期頃から江戸は大坂と並んで国産物販売の二大市場の一つとなって行くと言え

## VI ひとつの覚書

天保の株仲間停止は鳥居甲斐守の「今般問屋仲間等停止被仰出候者、畢竟諸色潤沢ニ相成候様之御趣意<sup>20</sup>」とする表現にも示されるように、江戸における物価騰貴に対する対応策がその趣旨であった。

ところで、物価騰貴に対するこうした対応策は天明六年(1786)九月にもみられる。「米下直ニ相成候迄、米問屋共仕入米之外、上方筋、地廻共、入津之外米穀者問屋仲買ニ不限、素人ニ而も売買勝手次第ニ可致候」としたが、同年十一月には「却而直段不引下、今以高直ニ而別而輕もの共及困窮候趣相聞候間、向後上方筋、地廻共ニ当九月町触以前之姿ニ立戻」とする例があった。<sup>21</sup> その後、寛政元年(1789)、文政十二年(1829)にも同じような措置がとられている。<sup>22</sup>

19 『再興調七』1966年、347—349ページ。

20 『再興調七』1966年、156ページ。

21 『再興調十一』1971年、16—18ページ。

22 『再興調一』1956年、42ページ。

この例からもわかるように、物価騰貴に際しては素人売を許すというのが、幕府の経済政策の慣例であつたらしい。従つて、株仲間停止の政策が、近世中期以降発達して来る国産物生産と販売、或いは大坂の全国的商品流通における機能にいかなる影響を及ぼすかについては余り考えていなかったと判断される。先にも引用した阿部正蔵の発言、或いは嘉永四年(1851)三月大坂町奉行柴田日向守などの「元来当表之儀者、諸国取引諸色請払専一之内、別而江戸取引多端之場所」であり、大坂表と江戸表とは事情が異とする発言<sup>23</sup>が出て来る所以である。

このような主として物価騰貴に対する対応策としてとられた天保の株仲間停止が引起した波紋の一つに、諸家による国産専売の伸長がある。この点は特に留意しておく必要がある。従来は、幕藩対立の面から見るという視角が比較的薄かったので、この点は見逃がされて来た嫌いがあるが<sup>24</sup>、今後は修正されるべきであろう。井上準之助氏<sup>25</sup>が明らかにしている所によれば、土浦藩はその国産物たる灯心の販売について、天保の株仲間停止令をきっかけに専売制を強化し、江戸表に、天保十三年(1842)灯心荷置場を設置しているという。また筆者が明らかにした天保十三年加太浦諸国産物交易会所一件は、大坂市場を否定しようとする和歌山藩と高松藩の動きを示している。こうした藩経済の自立化を背景とした諸藩の国産物販売強化の中に、大坂市場の圧倒的優位は次第に否定されて行く。一方、こうした藩経済の発展を背景として、江戸は諸藩の国産物販売市場として諸藩により選定されるのである。従つて、幕府の圧倒的優位を背景とした時代に想定されたであろう江戸市場とはもはやその性格を異にする。成程、江戸

23 『再興調二』1959年、90—92ページ。

24 前掲の安孫子論文はこの点に留意しようとした数少ない論文の一つである。

25 井上準之助「弘化4年下総国相馬郡青柳村桑原村、井野村の農民騒動について」『国際商科大学論叢』第11号、1975年。

26 注の6参照せよ。



は大坂にまさる市場中心としての姿を現わしはじめた。だが、市場における主導権のあり所は、こと志しに反してもはや幕府にはなかったのである。<sup>27</sup>

(1976年8月24日)

(附記)

本稿は、1976年8月27日に開かれた社会経済史学会近畿部会のサマージンポジウムで報告したものである。

27 本稿では、金融市場（大石氏の言葉では資本取引）の問題については考察は省いた。それは、大石氏の著書に対する私の書評にも記したように（『社会経済史学』第42巻第3号）、富の基礎的形態が資本ではなく土地所有である近世社会については、副次的なものと考えからである。そうした金融市場に関しても、大坂が全国的な中心であり、その地位が幕末期には崩れていくという点を、御金蔵為替すなわち逆為替取引の減少と、それに代る送金為替の比重増大という図式で、美事に明らかにしている論文として、新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察—御金蔵為替を中心に—」（『神戸大学経済学研究』年報15, 1968年）がある。